「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例における宿泊施設の規定見直しの考え方（案）」に対するご意見

資料２

１．意見募集期間と意見提出の状況

・パブリックコメントの実施期間：令和４年８月１日（月曜日）から８月31日（水曜日）まで
・意見提出人数　：　６名
・意見提出件数　：　７件（ 反対意見なし ）

宿泊施設（一般客室）に係る条例の規定の見直し案

		現　行	見直し案
①	客室の出入口幅	80cm以上（変更なし）	
②	浴室等の出入口幅	70cm以上	70cm以上（ 客室面積15㎡未満 ） 75cm以上（ 客室面積15㎡以上 ）
③	客室内の段差	段差を設けない （変更なし）	
④	浴室等前の通路幅	規定なし	80cm以上（ 客室面積15㎡未満 ） 100cm以上（ 客室面積15㎡以上 ）

対象：延べ1,000㎡以上の新築等を行うホテル又は旅館

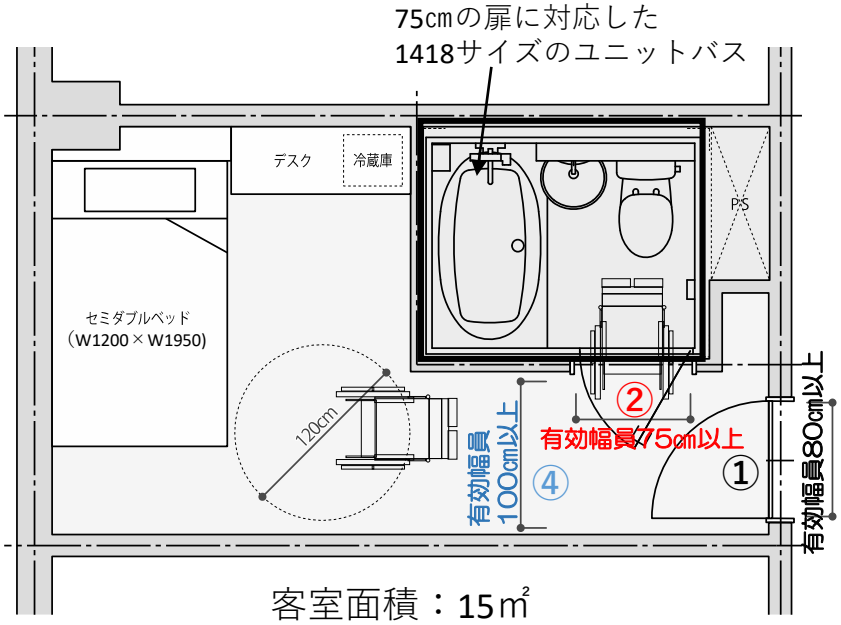

2. 主な意見

＜条例の規定の見直し案に関するご意見＞

- 浴室等の出入口幅と浴室等前の通路幅の寸法を逆にしたパターンでも、車椅子が浴室等に入ることは可能なため、逆パターンも認めて欲しい。
- 車椅子でも余裕ができるようになり、大変良い。
  ユニットバスの入口は段差なしとして欲しい。段差なしが難しいなら、できるだけ低い段差にして欲しい。
- 浴室等前の通路幅の100cm以上の適用範囲について、車椅子が浴室等に入退室する際に影響のある範囲に限定し、単に通過の用に供する部分は含めないで欲しい。
- 障害者の宿泊施設利用の幅が確実に広がり、とても歓迎すべきこととして受け止めている。
  東京都の条例は、他県を含め多くの自治体が参考にしているため先進的な良い条例を制定して欲しい。

＜福祉のまちづくりに関するご意見＞

- ハード面の完璧も大切だが、一人ひとりのお客様をお迎えするというマインドや、ケースバイケースの対応が大切。

＜その他＞

- 宿泊施設のバリアフリー以外についても見直しをして欲しい。
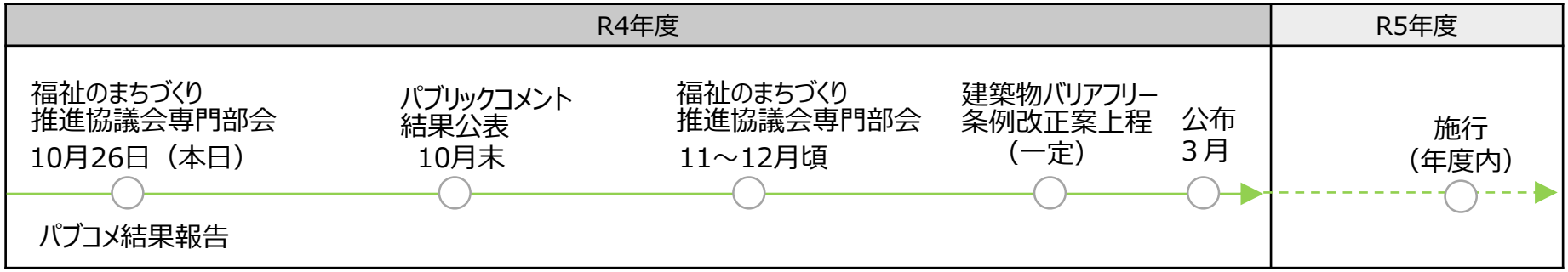
3．今後の予定